



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年10月22日火曜日 第1401号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1197
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	1199
町営土地改良事業の施行の同意.....	1199
村営土地改良事業の施行の同意.....	1199
保安林の指定の解除.....	1199
道路の区域変更（一般国道494号）.....	1199
道路の供用開始（"）.....	1200
開発行為に関する工事の完了.....	1200

告 示

○愛媛県告示第1693号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
愛媛大学
松山市道後樋又10番13号
学長 鮎川 恭三
- 事業場の名称及び所在地
愛媛大学医学部
温泉郡重信町大字志津川
- 特定施設に関する事項

(1) ちゅう房施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第68号の2 イちゅう房施設
特定施設の能力	1日当たり900食処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	5時～21時
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し
特定施設から排出される汚水等の値	水素イオン濃度（水素指数） 通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 9.9 最大 9.9	

(2) 洗浄施設

特定施設の種類	政令別表第1第68号の2 口洗浄施設	
特定施設の能力	容量100リットル×6基 容量110リットル×6基 容量160リットル×1基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年3月28日	
使用開始の予定年月日	平成15年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～11 最大 1～14
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
	通常 9.9 最大 9.9	

(3) 入浴施設

特定施設の種 類	政令別表第1第68号の2 八入浴施設	
特定施設の能力	容量105リットル×12基 容量155リットル×5基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年3月28日	
使用開始の予定年月日	平成15年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	13時～21時	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.1 最大 3.1	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 薬品排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年7月2日
処 理 施 設 の 種 類	薬品排水処理施設
処 理 施 設 の 型 式	接触酸化方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 53.5メートル 横 8.65メートル 高さ 8.6メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触酸化 + 凝集沈殿 + 砂ろ過
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3～11 最大 1～14	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600

(2) 尿尿処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年3月31日
処 理 施 設 の 種 類	尿尿処理施設
処 理 施 設 の 型 式	標準活性汚泥方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 60.5メートル 横 23.05メートル 高さ 8.9メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,600立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥 + 凝集沈殿 + 砂ろ過
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20

全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,600 最大 1,600	通常 1,600 最大 1,600

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,200 最大 2,200	

○愛媛県告示第1694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、川内町南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・竹之鼻地区)の施行を平成14年10月10日認可した。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1695号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定

○愛媛県告示第1699号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	494号	温泉郡川内町大字河之内字猪ノ谷乙1540番8から 同大字字上ガ市乙1513番15まで	旧	メートル 21.0~101.5	キロメートル 0.238	
			新	25.9~101.5	0.238	

により、川内町北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・旦ノ上地区)の施行を平成14年10月10日認可した。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1696号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・新田町地区)の施行に平成14年10月10日同意した。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1697号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・宮成三岩地区)の施行に平成14年10月10日同意した。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1698号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除に係る保安林の所在場所

宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176の8(次の図に示す部分に限る。)、乙176の9から乙176の11まで、字大屋敷乙194の2、乙195の2から乙195の4まで、乙197の2から乙197の4まで、乙201の2から乙201の4まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び土居町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1700号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	温泉郡川内町大字河之内字日高甲2741番 5 から 同大字字上ガ市乙1513番15まで	平成14年10月22日

○愛媛県告示第1701号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
松局伊土検（開）第32号 平成14年10月 8 日	伊予郡砥部町原町119番 4	松山市松江町 5 番38号 川 崎 真 人